

令和 2 年度 新居浜市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 2 年度新居浜市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 461,754 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,072,181 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 5 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加は、「第 6 表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第 7 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 使用料及び手数料		750,941	△9,500	741,441
	1. 使用料	500,070	△9,500	490,570
15. 国庫支出金		22,199,145	△109,368	22,089,777
	1. 国庫負担金	6,899,671	△126,500	6,773,171
	2. 国庫補助金	15,283,085	17,132	15,300,217
16. 県支出金		3,827,349	△97,540	3,729,809
	1. 県負担金	2,554,679	△5,625	2,549,054
	2. 県補助金	924,184	△91,915	832,269
17. 財産収入		54,994	13,051	68,045
	1. 財産運用収入	28,994	13,051	42,045
18. 寄附金		656,600	13,730	670,330
	1. 寄附金	656,600	13,730	670,330
19. 繰入金		2,391,988	△214,527	2,177,461
	1. 基金繰入金	2,391,988	△214,527	2,177,461
21. 諸収入		2,097,914	△9,400	2,088,514
	4. 雑入	706,343	△9,400	696,943
22. 市債		5,041,600	△48,200	4,993,400
	1. 市債	5,041,600	△48,200	4,993,400

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	本年度	前年度	比較増減
歳入合計		66,533,935	△461,754	66,072,181

千円

歳入歳出予算

（歳入）

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,007,207	32,032	18,039,239
	1. 総務管理費	17,067,290	11,120	17,078,410
	3. 戸籍住民基本台帳費	275,112	20,912	296,024
3. 民生費		21,679,701	△187,603	21,492,098
	1. 社会福祉費	10,013,020	27,921	10,040,941
	2. 児童福祉費	9,257,482	△65,524	9,191,958
	3. 生活保護費	2,409,199	△150,000	2,259,199
4. 衛生費		4,416,767	△221,729	4,195,038
	1. 保健衛生費	1,703,923	△21,729	1,682,194
	2. 清掃費	2,446,115	△200,000	2,246,115
6. 農林水産業費		860,584	△74,196	786,388
	1. 農業費	630,165	△71,305	558,860
	2. 林業費	139,452	△2,891	136,561
7. 商工費		3,010,098	75,779	3,085,877
	1. 商工費	3,010,098	75,779	3,085,877
8. 土木費		5,717,073	28,160	5,745,233
	4. 港湾費	515,401	28,160	543,561
9. 消防費		1,827,312	6,109	1,833,421

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

歳 出	千 円			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1. 消防費	1, 827, 312	6, 109	1, 833, 421
10. 教育費		5, 432, 340	△120, 306	5, 312, 034
	1. 教育総務費	1, 726, 596	△18, 804	1, 707, 792
	3. 中学校費	432, 102	△11, 067	421, 035
	5. 社会教育費	1, 028, 312	△62, 844	965, 468
	6. 保健体育費	1, 045, 062	△27, 591	1, 017, 471
歳 出 合 計		66, 533, 935	△461, 754	66, 072, 181

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

第2表 継続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	菊本最終処分場施設整備事業	600,000	令和2年度	400,000	400,000	令和2年度	200,000
				令和3年度	200,000		令和3年度	200,000
8 土木費	5 都市計画費	都市計画策定費	36,951	令和元年度	21,072	36,951	令和元年度	21,072
				令和2年度	15,879		令和2年度	15,879
							令和3年度	0

第3表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	見守りシステム検証事業費	26,774
		産業遺産群PR冊子作成事業費	2,034
		三世帯同居促進事業費	11,400
		Uターン促進事業費	24,280
		移住者支援住環境整備事業	16,443
		市史編さん事業費	4,420
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター整備事業	14,197
	2 児童福祉費	子育て応援券給付事業費	21,000
6 農林水産業費	2 林業費	別子山地区林道等開設事業	8,000
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	16,450
7 商工費	1 商工費	企業調査費	8,100
		新居浜市IoT推進ラボ実施事業費	30,000
		サテライトオフィス等誘致支援事業費	68,000
		商工会議所助成費	3,500
		観光宣伝推進費	10,813
		観光施設感染症対策整備事業	38,848
8 土木費	1 土木管理費	建設発生土管理事業費	37,100
	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	13,700
		上部東西線改良事業（街路）	94,162
		上部東西線改良事業（地方道）	33,992
		宇高西筋線改良事業	24,025
		本郷西筋線改良事業	55,228
		大島サイクリングロード環境整備事業費	24,600
	4 港湾費	航路泊地整備事業	61,201
5 都市計画費	滝の宮公園リニューアル事業	149,532	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設環境整備事業	10,272
	3 中学校費	中学校施設環境整備事業	8,010
	5 社会教育費	あかがねeミュージアムプロジェクト事業費	14,410
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年道路橋りょう災害復旧費	132,778

第4表 繰越明許費補正

変更

千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	テレワーク・オンライン会議推進事業費	5,940	19,140
10 教育費	5 社会教育費	旧広瀬邸等保存活用事業	11,351	14,169

第5表 債務負担行為補正

変更

千円

事 項	変 更 前	変 更 後
新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	期 間 令和3年度から令和4年度まで	期 間 令和3年度から令和6年度まで
	限 度 額 34,000	限 度 額 53,300

第6表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	千円 190,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	190,800	—	—	—

第7表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 対 策 事 業	千円 61,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 28,000	補正前に同じ	%	補正前に同じ
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	540,400				340,400			
教 育 施 設 等 整 備 事 業	365,300				359,300			
計	5,041,600	—	—	—	4,802,600	—	—	—